

三次市教育委員会議案第 4 2 号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会組織規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 条の 2 」を「第 5 条」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（課の設置）

第 4 条 前条に規定する課の内部組織は，次の表に掲げるとおりとする。

課名	係名
教育企画課	教育企画係
	教育施設係
学校教育課	学校教育係
	教育指導係
社会教育課	社会教育係
	文化振興係

（分掌事務）

第 5 条 前条に規定する課の分掌事務は，次の表に掲げるとおりとする。

課名	係名	分掌事務
----	----	------

教育企画課	教育企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>(2) 教育委員会の所属職員(市費支弁の者)の任免に関する事。</li> <li>(3) 条例, 規則, 訓令の制定又は改廃に関する事。</li> <li>(4) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(5) 教育目的のための基本財産及び積立金に関する事。</li> <li>(6) 公告式に関する事。</li> <li>(7) 陳情・請願に関する事。</li> <li>(8) 公印の看守に関する事。</li> <li>(9) 文書の收受及び保管に関する事。</li> <li>(10) 寄附金に関する事。</li> <li>(11) 奨学金に関する事。</li> <li>(12) 情報の発信に関する事。</li> <li>(13) 教育行事に関する事。</li> <li>(14) 教育政策に関する事。</li> <li>(15) 危機管理に関する事。</li> <li>(16) 教育委員会の評価に関する事。</li> <li>(17) 他の課の所管に属さない事項に関する事。</li> <li>(18) 事務局・課の庶務に関する事。</li> </ul>
	教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育財産の取得及び管理に関する事。</li> <li>(2) 学校その他教育施設の営繕(大規模なものを除く。)及び保守に関する事。</li> <li>(3) 学校給食及び食育教育に関する事。</li> </ul>
学校教育課	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒の就学及び学級編制に関する事。</li> <li>(2) 就学援助, 就学奨励に関する事。</li> <li>(3) 通学区域に関する事。</li> <li>(4) 教職員(市費支弁の者を除く。)の人事, 給与及び福利厚生に関する事。</li> <li>(5) 教職員のサービスの監督に関する事。</li> <li>(6) 学校配分予算の管理に関する事。</li> <li>(7) 教材及び教具の整備に関する事。</li> <li>(8) 校長会・教頭会に関する事。</li> <li>(9) 学校保健及び健康教育に関する事。</li> <li>(10) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	教育指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学力向上対策に関する事。</li> <li>(2) 学力検査に関する事。</li> <li>(3) 教育プランの策定に関する事。</li> <li>(4) 学校経営計画及び学習指導に関する事。</li> <li>(5) 学校訪問指導に関する事。</li> <li>(6) 情報教育, 国際理解教育に関する事。</li> <li>(7) 教職員の研修に関する事。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 不登校の児童生徒に関する事。</li> <li>(9) 教育課程及び学習指導に関する事。</li> <li>(10) 生徒指導及び進路指導に関する事。</li> <li>(11) 教科書，教科用図書及びその他教材に関する事。</li> <li>(12) 就学指導委員会に関する事。</li> <li>(13) 教育相談に関する事。</li> <li>(14) 教育研究団体に関する事。</li> <li>(15) 学校評議員及び学校関係者評価委員に関する事。</li> <li>(16) 児童生徒の体力づくりに関する事。</li> </ul>
社会教育課	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会教育の推進に関する事。</li> <li>(2) 社会教育及び体育施設の管理及び運営に関する事。</li> <li>(3) 社会教育委員に関する事。</li> <li>(4) 図書館に関する事。</li> <li>(5) 体育団体の育成指導に関する事。</li> <li>(6) レクリエーションに関する事。</li> <li>(7) 生涯スポーツの振興に関する事。</li> <li>(8) 競技スポーツの振興に関する事。</li> <li>(9) 体育指導委員に関する事。</li> <li>(10) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
	文化振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸術・文化活動に関する事。</li> <li>(2) 芸術・文化団体の育成指導に関する事。</li> <li>(3) 芸術・文化施設に関する事。</li> <li>(4) 文化財の保護に関する事。</li> <li>(5) 文化財保護委員会に関する事。</li> <li>(6) スポーツ・文化振興事業検討委員会に関する事。</li> </ul>

第5条の2を削る。

第11条第2項中「チームにリーダーを，」を削る。

第12条第2項中「室」を「課」に改め，同条第3項中「チームリーダー及び」及び「チーム又は」を削る。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。